

## 受験願書データエントリー委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、(財)消防試験研究センター(以下「当センター」という。)業務情報に使用する受験願書データエントリー業務の委託について定める。

### 2 委託業務の内容

危険物取扱者及び消防設備士受験願書(以下「願書」という。)に記載されたデータをCDに  
入力し、正副2枚を履行場所に納品すること。

### 3 履行期限及び日程

履行期限

契約締結日より平成23年3月31日まで

日程

別表「平成22年度データエントリー日程予定表」を参考とすること。

ただし、日程の追加(出向試験、島しょ試験及びその他の追加試験)及び変更の場合は、  
別途指示することとする。

### 4 履行場所

消防試験研究センター 中央試験センター

東京都渋谷区幡ヶ谷1-13-20

(なお、場所の変更がある場合は、別途指示する。)

### 5 予定数量等

データエントリー予定数量

48,000件

単価契約のため、履行分に限り支払う。また、予定数量を超えた場合、新規に契約を締結  
するのではなく、本契約の単価に基づき超過分を支払う。

願書収集予定回数

46回

データ納品及び願書返却

46回

### 6 フォーマットの規格等

別添「データエントリー委託(フォーマット)仕様書」のとおり

### 7 データの取扱いについて

データは記録媒体の故障等で読み込みができない場合に備え、バックアップを残し、当セン  
ターからの指示により、直ちに再度納品ができる態勢を確保すること。

バックアップデータについては、納品日から1ヶ月後、確実に消去すること。

### 8 データ等の帰属関係

委託したデータが入力された記録媒体は、すべて当センターに帰属するものとする。

### 9 漢字の入力について

氏名欄の漢字は、JIS第1、第2水準漢字及びIBM拡張漢字を使用すること。

氏名欄に読み取りがたい文字、前 にない文字がある場合は、「 」(シフ

トコード 81A1) を入力すること。

現住所欄の漢字は、JIS 第 1、第 2 水準漢字を使用すること。ただし、字名、マンション名等に JIS 第 1、第 2 水準漢字以外の外字ある場合は、類似文字または仮名書きで入力すること。

#### 10 注意事項等

必ず検査入力〔ベリファイ〕を行うこと。

願書データのイメージ画像作成、複写及び複製を禁止し、願書原本からの直接入力とし、ウェブ上での送受信を禁止する。

入力作業の海外での実施は禁止とし、日本国内での作業とする。

願書データの授受の場所は中央試験センターとし、受託者と中央試験センター職員の両者立会のもと行い、自社専用車で集配すること。

納品前には、必ず当センターが使用する「データチェックツール」を使用後、納品すること。

日程及び数量は、当初予定に対して変更が生じる場合があるので、状況に応じ対応できる態勢を確保すること。

願書搬出入及びCDの納品に際して、紛失、破損等の事故防止に十分留意すること。

データは、当センターが発注した願書の受付番号順に整列すること。

なお、この場合は、当該願書に状況を記載した付箋を貼り、並び順を変更することなく、発注時のままの状態で返納すること。

外字等の理由から願書記載事項と異なるデータを入力する場合は、当該願書に理由を記載した付箋を貼ること。また、不明点を独自に判断したことについては、その旨を付箋で記すこと。

その他データ入力の詳細等については、別添「データエントリー委託（フォーマット）仕様書」のとおり。

「明細レコード説明」中の住所欄入力の補足について

ア 項目名 「住所 1」 都道府県、市町村

郵便番号より取得できる市町村までを参照する。願書と違う場合は下記以外原票どおりとし、付箋で印すこと。

住所と郵便番号が違う場合は、住所の郵便番号に訂正しその旨を付箋で印すこと。

「××町」の扱い

願書に「町」がなく郵便番号から参照した住所に「町」がある場合は「町」を入力。

願書に「町」があり郵便番号から参照した住所に「町」がない場合、「町」は入力しない。

「ケ・ケ・ガ」等の扱い

願書の記入と郵便番号から参照した住所の「ケ・ケ・ガ」等大きさが異なる場合は、郵便番号から参照住所を入力する。

例 鎌ヶ谷、保土ヶ谷、光ヶ丘 鎌ヶ谷、保土ヶ谷、光が丘

願書に市、区、郡から記入されていても桁オーバーにならなければ都道府県を入れて入力すること。

丁、番、号は「住所2」へ入力すること。

都道府県があって桁オーバーになる場合に限り、市、区、郡より入力し、且つ桁オーバーの場合は「住所2」の先頭へ入力し、付箋で印すこと。

イ 項目名 「住所2」 丁、番、号数字及びハイフン

ハイフンつなぎになっていないものは、ハイフンつなぎに訂正し入力すること。

例 1丁目1番1号、1~1~1 1-1-1

町村名は「住所1」へ入力すること。

マンション名は「住所3」へ入力すること。

ウ 項目名 「住所3」 その他住所（マンション、棟、部屋番号等）

桁オーバーで部屋番号が入らない場合は、「住所2」の「丁、番、号」の後へ部屋番号のみハイフンでつなぎ入力し、マンション、棟名を「住所3」へ入力すること。

何々方 何々様方に訂正すること。

#### 11 個人情報の保護及び情報セキュリティ体制の確立

個人情報に関する体制及び情報セキュリティに関する体制が確立していること。

ア プライバシーマーク等認定取得

イ 個人情報保護管理者による従業員への個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育の実施

ウ 過去1年以内の個人情報に関する事故の絶無

過去の委託契約でトラブルのないこと。

入札申請時に下記の4点を貸与します。

「平成22年度データエントリー日程予定表」

「データエントリー委託（フォーマット）仕様書」

「データチェックツール（プログラム）」・・・納品前に入力データをチェックするもの。

「VB6.jp（プログラム）」・・・データチェックツール起動時、文字化けする場合に追加するもの。（パソコン環境により異なります。）

入札申請時に下記の2点を提出すること。

ア 別紙「個人情報保護に関する調査票」

イ プライバシーマーク等の認定証のコピー

契約時に、別添「個人情報保護に関する覚書」を提出すること。

#### 12 その他

本仕様書について疑義が生じた場合及び記載のない事項については、当センター職員と協議すること。

別紙

個人情報保護に関する調査票

財団法人消防試験研究センター  
中央試験センター

貴社のセキュリティ、安全対策の取組み、実施状況等についてご回答をお願いいたします。

記入日: 年 月 日

会社名			
代表社名			
回答責任者名	氏名	役職	責任者 印
	所属部署		
	住所	TEL.	

1 認定資格取得状況	
確認項目	チェック欄
(1) プライバシーマークは取得済みか	取得済み(許諾番号: 年 月取得) 取得活動中(取得予定時期: 頃) 予定無し その他( )
(2) その他第三者機関から取得している資格・認証はあるか	TRUSTe ISMS その他( )
2 セキュリティ対策状況 ( a: 既に実施済み b: 実施を検討中 c: 実施に向け準備中 d: 検討していない )	
確認項目	A B C D
(1) セキュリティに関する規程やガイドラインが整備されているか  (状況: )	
(2) ビル、事務所等の入退館(室)管理・チェックが整備されているか  (状況: )	

(3) 社員証等によって社外の者か社内の者かの区別がなされているか  (状況: )	
(4) 顧客・取引先とは、データ授受手順を定め、授受票を利用した受け渡しを行っているか  (状況: )	
(5) 顧客・取引先より委託された情報は、管理責任者を選定し、施錠できるロッカー等に保管しているか  (状況: )	
(6) 情報の廃棄・消去・返還方法についての取り決めがなされているか  (状況: )	
(7) 従業員や出向者、派遣社員、パート等に対して個人情報や機密情報保護に関する教育を行っているか  (状況: )	
(8) 従業員や出向者、派遣社員、パート等に対して個人情報や機密保持に関する誓約書を提出させているか  (状況: )	
(9) その他何か対策を講じていることがあればご記入ください  (状況: )	
3 再委託状況	
確認項目	チェック項目
(1) 再委託を行うことはあるか  その他( )	行う たまに行う 行わない
(2) 再委託する場合、委託元の承諾の下で契約手続きがなされているか	必ず承諾を取る 取らないこと有り 取らない その他( )
4 その他何かございましたらご記入ください(別紙添付可)  ( )	

ご協力ありがとうございました。

## 調査票別添

### 個人情報保護に関する覚書

財団法人消防試験研究センター（以下「甲」という。）と 株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する個人情報の取扱いに関して、次の通り覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本覚書は、個人情報に関する法律及び甲の定める個人情報保護に関する基本方針並びに甲の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するための規範・仕組み等に従い、適切な個人情報の保護を図ることを目的とする。

#### （用語の意義）

第2条 本覚書で用いる用語の意義は、特に定めのあるものを除いて、JIS規格に定めるものに従う。

#### （適用範囲）

第3条 本覚書は、個人情報を取り扱う業務委託契約の前提となる最重要事項を定めるものであり、甲が乙に委託する個人情報を取り扱うすべての業務委託契約（口頭による契約、将来の業務委託の準備のための契約も含む。）に適用される。

2 業務委託契約において本覚書の一部の適用を排除し、又は、本覚書と異なる事項を定めた時は、本覚書が業務委託契約に優先するものとする。

3 本覚書締結前に甲乙間で締結された業務委託契約が存在する場合は、本覚書は当該業務委託契約を拘束するものとし、効力発効は後記第15条の定めによる。

#### （個人情報保護に関するする法令等の遵守）

第4条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、当該業務の遂行に当たっては、甲が指定する個人情報保護に関する法令及び甲が指示する個人情報保護に関する取扱基準等を遵守するものとする。

#### （目的外利用の禁止）

第5条 乙は、当該業務を遂行するために甲から委託を受けた個人情報について、当該業務の委託目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

#### （個人情報の委託）

第6条 当該業務に関して、甲が乙に対し個人情報を委託する際は、その授受を明確にするために、書面を取り交わすものとする。

#### （安全対策措置）

第7条 乙は、当該業務を遂行するに当たり、甲から委託を受けた個人情報を厳格に管理し、不正な

アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

( 窓口責任者の設置 )

第 8 条 甲及び乙は、当該業務における個人情報の授受、その他個人情報の保護に関し互いに相手方からの問い合わせ・要求等に速やかに対応するため、それぞれ窓口責任者を指名の上、書面により相手方に通知するものとする。なお、これに変更のある場合も同様とする。

( 秘密保持義務等 )

第 9 条 乙は、当該業務を遂行するに当り、甲から委託を受けた個人情報のデータ入力に従事する者 (以下「データ入力者」という。)を限定し、それ以外の者に入力又は閲覧等をさせてはならない。

2 乙は、個人情報のデータ入力者に対して、予め、PC による個人情報への不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を行わないことを十分認識させなければならない。

3 乙は、甲から要求があった場合は、前項の措置を講じたことについて誓約書等を提示することにより明らかにしなければならない。

( 個人情報の返還、廃棄 )

第 10 条 乙は、甲から委託を受けた個人情報について、当該業務が終了した場合、又は甲が指示した場合は、直ちに甲に個人情報を返還するものとし、この授受においては書面を取り交わし記録を残すものとする。また、個人情報を出力した媒体又は複製物がある場合は、これらを廃棄又は消去し、その旨書面により甲に報告するものとする。

2 PC により、データ入力等を行ったときは、PC のハードディスク内の記録を抹消しなければならない。

( 再委託の禁止 )

第 11 条 乙は、当該業務の全部又は一部を他に再委託してはならない。ただし、乙は、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項のただし書きの場合といえども、乙は本覚書に定める責任を負うものとし、かつ、乙は再委託先との間で本覚書に準ずる覚書を締結しなければならない。

( 立入検査 )

第 12 条 甲は、当該業務における個人情報の利用・管理状況について随時乙から報告を求めることができ、また、必要に応じ、乙の事業所・事務所などに立ち入り、検査できるものとする。

( 事故時の報告 )

第 13 条 乙が甲から委託を受けた個人情報に関し、情報主体等の第三者から苦情、問合せを受けた場合、その他これに関連した事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、乙は、直ちにその旨甲に報告するものとする。なお、第三者からの苦情、問合せについて、乙は甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならず、この対応については甲の指示に従うものとする。

( 損害賠償等 )

第 1 4 条 乙又は乙の従業員が、甲から委託を受けた個人情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等した場合又は当該業務の目的外に利用、提供等した場合は、甲は、乙に対して差止め、損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

( 有効期間 )

第 1 5 条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から当該年度の 3 月 3 1 日(又は甲が指定する日)までとする。

( 存続条項 )

第 1 6 条 前条にかかわらず、本覚書が終了した場合においても、第 5 条、第 9 条、第 1 2 条及び第 1 4 条の規定については、効力を失わず存続する。

( 協議解決 )

第 1 7 条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。